

最高裁秘書第3856号

令和元年7月26日

山中理司様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和元年7月19日に答申（令和元年度（最情）答申第22号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 平成30年度（最情）諮問第74号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：平成30年12月27日（平成30年度（最情）諮詢第74号）

答申日：令和元年7月19日（令和元年度（最情）答申第22号）

件名：修習状況視察報告書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「司法研修所教官が作成した、修習状況視察報告書（直近のもの）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が平成30年10月30日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

本件開示申出文書が本当に存在しないか不明である。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

司法研修所教官は、修習状況の視察を行うことはあるものの、その視察は各教官が担当するクラスの指導に関わるものであり、事務局やその他の者に対し報告を要するものではない。したがって、本件開示申出文書を作成又は取得する必要はない。

また、最高裁判所内において本件開示申出文書を探索したが、存在しなかつた。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

① 平成30年12月27日	諮詢の受理
② 同日	最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
③ 令和元年5月24日	審議
④ 同年6月21日	審議

第6 委員会の判断の理由

1 最高裁判所事務総長の上記説明によれば、司法研修所教官が行う修習状況の視察は、各教官が担当するクラスの指導に関わるものであるとのことであり、このような視察の性質を踏まえれば、視察の結果について事務局やその他の者に対して報告を要するものではなく、本件開示申出文書を作成し、又は取得する必要はないという上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高橋 滋

委員 久保 澪

委員 門口正人